

深川市まちなか交流施設ふかふか 「シェアカフェオーナー」 募集要項

1. 趣旨

令和8年11月に開設予定の「深川市まちなか交流施設ふかふか」内にオープンする「シェアカフェ」のオーナー（運営者）を募集します。

シェアカフェは、オーナーが日替わり等で運営するカフェで、充実した設備と少ない負担で、初めてカフェを運営する方でも気軽にチャレンジできる場となります。

経験のない方でも安心して挑戦できるよう、施設の開設前から勉強会を実施するなどのサポート体制も整えています。

料理やカフェ経営に興味がある方、地域に関わりたい方など、新たな一步を踏み出したい方というは、ぜひご応募ください。

2. 施設概要

(1) 施設全体の概要

- ①名称 深川市まちなか交流施設ふかふか
- ②所在地 深川市1条8番11号
- ③規模等 階数：地上3階建（1階：交流・交通機能、2・3階：生涯学習機能）
構造：鉄筋コンクリート造 延床面積：2665.34㎡
- ④駐車台数 42台（うち思いやり駐車場2台）
- ⑤供用開始 施設・駐車場：令和8年11月（予定）
公共交通レーン：令和9年10月（予定）



（施設イメージ動画）

(2) シェアカフェの概要

- ①場所 深川市まちなか交流施設ふかふか内「1階カフェスペース」
- ②面積 27.68㎡（カフェ厨房21.88㎡、カフェ倉庫5.80㎡）
- ③飲食スペース 施設内の「まちあいラウンジ」「まんなかリビング」「親子ラウンジ」「オープンスペース」などのフリースペースで飲食ができます。
- ④その他 ・カフェで調理設備が不足等する場合は、カフェを補完するスペースとして同館2階の「調理室まちのキッチン（シェアキッチン・面積77.26㎡）」の使用も可能です（別途使用料が必要になります）。
・シェアカフェの詳細は4ページ以降に記載しています。

3. 募集内容

(1) 応募内容

日替わり等で運営者が交代するシェアカフェで、飲食物を提供する「オーナー（運営者）」を募集します。

(2) オーナーの運営期間

①令和8年度募集分 令和8年11月（施設開設後）～令和9年3月末まで

②令和9年度以降募集分 前期：毎年4月～9月

後期：毎年10月～3月

※半年ごとに「新規募集」や「継続使用の確認」を行う予定です。（毎年3月・9月に行う予定）

(3) 応募資格

次の要件をすべて満たす個人や団体等が応募することができます。（深川市民以外の方も応募可能です）

①営業開始までに次の資格等を取得すること

・食品衛生責任者（団体等の場合は最低限1名が取得しカフェに配置）

・営業に必要な各種許認可（飲食店営業許可や菓子製造許可など）

②営業開始までに生産物賠償責任保険等へ加入すること

③勉強会及びミーティングに可能な限り参加すること

④他のオーナーと連携・協力し、シェアカフェの適切な衛生管理や円滑な運営に努めること

(4) 応募方法

下記のいずれかの方法で応募してください。

①エントリーフォームからの応募

市公式ホームページ、もしくは右記のQRコードから、「エントリーフォーム」に必要事項を入力し応募してください。



（エントリーフォーム）

②エントリーシートでの応募

所定のエントリーシートに必要事項を記入の上、下記の提出先まで、郵送、持参、FAX、またはメールにて応募してください。

※エントリーシートは、市公式ホームページに掲載しているほか、下記提出先や説明会（後述）で配布します。

(5) 応募期限

令和8年5月26日(火) まで

(6) 提出場所（エントリーシートの場合）

〒074-8650 深川市2条17番17号

深川市 企画総務部 まち未来推進課 地域創造係（深川市役所 3階 32番窓口）

電話：0164-26-2246 FAX：0164-22-8134

電子メール：souzou@city.fukagawa.lg.jp

4. シェカフェオーナー募集説明会

オーナーの募集にあたりシェアカフェのコンセプトや運用方法等について、より詳しい内容を説明する「シェアカフェオーナー募集説明会」を開催します。（参加は任意）

(1) 開催日時

【1日目】 令和8年4月25日（土） 昼の部：午後2時～・夜の部：午後6時～

【2日目】 令和8年5月7日（木） 昼の部：午後2時～・夜の部：午後6時～

(2) 開催場所

いずれも深川市役所3階（大会議室）

(3) 申込方法

市公式ホームページや市公式LINE、もしくはQRコードからシェアカフェオーナー募集説明会申込フォームに必要事項を入力し、参加申込をしてください。

（申込期限 1日目：4月22日まで、2日目：4月30日まで）

なお、説明会申込フォームでは事前の質問を受け付けています。いただいた質問につきましては、説明会当日に回答する予定です。

(4) その他

シェアカフェや募集内容等については、随時ご相談をお受けいたしますので、上記提出先へお気軽にお問い合わせください。

5. オーナーの決定方法

エントリーシート等で提出された内容による書類審査のほか、応募者との面談によりオーナーを決定します。

なお、面談では、以下の内容を確認します。

- ・食品衛生責任者の資格の有無、または受講予定
- ・シェアカフェ使用方法についての確認
- ・営業イメージの確認（任意）
- ・不安点や質問の対応
- ・シェアカフェ使用開始希望日の確認

※面談の日程調整につきましては、申込時にご入力いただいたメールアドレスまたは電話番号へご連絡いたします。

6. シェアカフェ詳細

(1) 販売可能品目

- ・シェアカフェやシェアキッチンで製造する飲食物
※上記以外の場所で製造する飲食物や、飲食物以外の品物等はカフェでの販売を原則禁止します。
※食物アレルギーの原因となる食材を使用したメニューを提供する場合は、事前にご相談ください。
- ・酒類は、午後5時以降に限り「深川市特産の酒類（ふかがわシードル等）」や「深川産食材を使用したメニューとのペアリングを目的とする酒類」などが提供可能となります（詳細はオーナー募集説明会で説明します）

(2) 使用時間

①使用可能時間

【令和8年11月～令和9年9月（予定）】

部屋名	使用可能時間	休館日
シェアカフェ	9:00～21:00（平日・土日共通）	12/29～1/3
シェアキッチン（調理室）	9:00～21:00（平日・土日共通）	12/29～1/3

【令和9年10月～（予定）】

部屋名	使用可能時間	休館日
シェアカフェ	6:30～21:00（平日・土日共通）	無し
シェアキッチン（調理室）	9:00～21:00（平日・土日共通）	12/29～1/3

※シェアカフェの使用可能日は、施設の休館日に準じます。

※2・3階の予約が無い日はシェアキッチンの使用ができません。

②予約単位

最低2時間から1時間単位で予約可能

③予約範囲

準備、営業、片付け、清掃などのすべての工程を予約時間を含みます。

(3) 使用料

部屋名	市内	市外	市内(営利)	市外(営利)
シェアカフェ	1時間 200円	1時間 400円	-	-
シェアキッチン (調理室)	1時間 300円	1時間 600円	1時間 900円	1時間 6,600円

※使用料には光熱水費が含まれています。

※右側の営利加算料金は、シェアキッチン内で飲食物を販売する場合に該当になります。(シェアキッチンで仕込み等をする場合は左側の通常料金)

(4) 設備・備品

設置予定の主な設備・備品は以下のとおりです

シェアカフェ	シェアキッチン (調理室)
<ul style="list-style-type: none">・ スチームコンベクションオーブン・ 業務用電子レンジ・ 冷凍冷蔵庫、コールドテーブル・ ガステーブル・ 二槽シンク、一槽シンク・ 食器洗浄機・ 製氷機・ 全自動コーヒーマーカー・ 作業台、キャビネットテーブル・ 掃除用具一式 (モップ、ほうき、ちりとり、バケツ等の道具類)	<ul style="list-style-type: none">・ 発酵機・ オーブン・ 電子レンジ・ ミキサー・ フードプロセッサー・ 電気ポット・ 冷蔵庫・ 包丁、まな板殺菌庫・ シーラー・ ラベルプリンター・ 掃除用具一式 (モップ、ほうき、ちりとり、バケツ等の道具類)

※上記の他、両室とも「食器類 (プレート各種、マグカップ、グラス、小鉢等)」や「調理器具 (鍋・フライパン、包丁・まな板等)」を設置する予定です。

※備え付け以外の設備・備品や食器、調理器具、消耗品等はオーナーが用意してください。

(5) 日程調整と予約・支払方法

- ①シェアカフェ使用希望日を事前に提出し、カフェマネージャーが調整のうえ使用日程を決定します。
- ②決定された日程で、各オーナーが施設全体の予約システムから予約してください。
- ③施設全体の支払い方法に準じて、各オーナーが個別にお支払いください。(キャッシュレス決済を導入予定)

(6) シェアカフェ使用までの流れ



(7) シェアカフェの注意事項

- ・食品衛生法等の関係法令や施設の条例・規則等を遵守してください。これら関係法令等が守られない場合や応募内容と著しく異なる内容で営業を行っている場合などは、オーナーとしての決定を取り消す場合があります。
- ・営業による損失等について市は一切の責任を負いません。
- ・使用許可に基づく権利を転貸または譲渡することはできません。
- ・施設や設備、備品等は適切に使用してください。オーナーの過失等により毀損等した場合はオーナーの負担で補償していただきます。
- ・使用後は室内の清掃を行い、使用前の原状に回復してください。
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同第 6 号に規定する暴力団員」や「法人税または市町村税等を滞納している者」「公共安全及び福祉を脅かす恐れのある者」など、シェアカフェの運営に不適当と認められる個人や団体等は、オーナーとして決定できません。

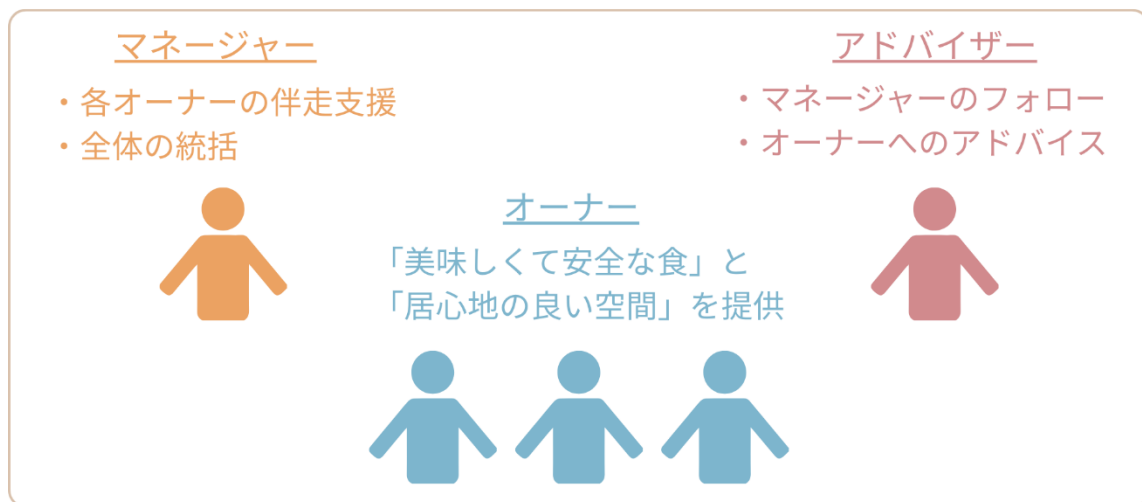
7. サポート体制

(1) シェアメンバー

マネージャー・アドバイザー・オーナーで構成する「シェアメンバー」というコミュニティを形成し、安心してカフェを運営する体制を整えます。

- ・マネージャー：カフェ全体の統括や運営管理、オーナーのフォロー
- ・アドバイザー：マネージャーのフォロー、各オーナーへの専門的なアドバイス
- ・オーナー： “美味しくて安全な食”の提供

シェアメンバー 食品衛生責任者資格を有する



(2) 勉強会・ミーティング等の実施

シェアメンバーを中心に、次のとおり勉強会や各種支援等を行います。

①勉強会・ミーティング

- ・「衛生管理」「メニュー開発」「価格設定」「集客対策」など、営業に必要な知識とスキルを習得するため、カフェオープンまで定期的に勉強会やミーティングを開催します。
- ・オーナー同士の情報共有や不安解消を図りながら、必要に応じて相談・アドバイス等も行い、コミュニティとしての交流を深めます。

②伴走型の支援

- ・営業に必要な価格設定やオペレーション構築などの実務的なアドバイスを行い、サービスや品質の向上を継続的にサポートします。

③プロモーション支援

- ・ SNS やデジタルツール、紙媒体など多様なチャネルを活用し、営業情報の発信等をサポートします。

8. お問い合わせ・提出先

〒074-8650 北海道深川市2条17番17号

深川市 企画総務部 まち未来推進課 地域創造係（深川市役所 3階 32番窓口）

電話：0164-26-2246 FAX：0164-22-8134

電子メール：souzou@city.fukagawa.lg.jp